

# 青森県報

号外第十七号

平成二十二年  
三月二十九日  
(月曜日)

目次

告示

平成二十二年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額…… (財政廳) …… 1

## 告示

青森県報第百九十二号

平成二十二年二月青森県議会議決第百六十一回定例会の議決を経た平成二十二年度青森県一般会計予算ほか十五件の額額を、次のとおりとする。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 郎

平成22年度青森県一般会計予算

平成22年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ692,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項目に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項目間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	歳出	歳出
款	項	款	項
1	県	1	県
1	県民税	1	県民税
2	事業税	2	事業税
3	地方消費税	3	地方消費税
4	不動産取得税	4	不動産取得税
5	たばこ税	5	たばこ税
6	ゴルフ場利用税	6	ゴルフ場利用税
7	自動車取得税	7	自動車取得税
8	軽油引取税	8	軽油引取税
9	自動車税	9	自動車税
10	鉾区税	10	鉾区税
	金額		金額
	千円		千円
	112,993,566		112,993,566
	33,274,021		33,274,021
	12,853,779		12,853,779
	13,680,359		13,680,359
	2,419,282		2,419,282
	2,865,040		2,865,040
	172,610		172,610
	1,922,920		1,922,920
	12,689,514		12,689,514
	17,475,503		17,475,503
	3,639		3,639



9	人事委員会費	148,306	82,708,905
10	監査委員費	230,562	15,968,306
3	市民福祉費	86,033,061	34,941,500
1	社会福祉費	48,268,252	15,521,207
2	児童福祉費	18,178,865	6,558,523
3	生活保護費	7,673,815	6,588,390
4	社会保険助費	11,857,944	1,244,495
5	災害救助費	54,185	1,886,484
4	環境保健衛生費	31,076,436	31,295,113
1	環境保健衛生費	6,569,388	28,529,516
2	環境保健衛生費	9,165,801	2,765,597
3	保健衛生費	1,738,382	146,727,300
4	保健衛生費	3,089,311	12,395,751
5	医療保健衛生費	3,509,022	51,832,236
6	自然保護費	209,536	30,324,589
7	自衛隊費	5,584,470	35,755,330
8	大病院学費	1,210,526	10,872,174
5	労働費	7,591,619	3,606,858
1	労働費	5,307,209	1,940,362
2	職業訓練費	2,119,028	4,686,869
3	労働委員会費	165,382	1,219,360
6	農林水産業費	60,071,085	3,467,509
1	農業費	15,404,804	119,009,785
2	りんご振興費	1,388,818	119,009,785
3	畜産業費	2,265,566	29,003,099
4	農地業費	17,992,869	13,488,086
5	林業費	7,283,449	384,564
6	水産業費	15,735,579	68,379
7	商工業費	61,700,358	7,024
1	商工業費	47,360,309	13,650,844
2	観光費	2,506,112	123,151
3	大規模開発費	11,833,937	1,278,742
8	土木管理費		
1	土木管理費		
2	道路橋梁費		
3	河川海岸費		
4	港湾画費		
5	都市計費		
6	空港費		
7	住宅費		
9	警察管理費		
1	警察管理費		
2	警察活動費		
10	教育総務費		
1	教育総務費		
2	小学校教育費		
3	中等学校教育費		
4	高等学校費		
5	特別支援学校費		
6	社会教育費		
7	保健体育費		
11	災害復旧費		
1	農林水産施設災害復旧費		
2	土木施設災害復旧費		
12	公債費		
1	公債費		
13	諸支出金		
1	地方消費税清算金		
2	利子割交付金		
3	配当割交付金		
4	株式等譲渡所得割交付金		
5	地方消費税交付金		
6	ゴルフ場利用税交付金		
7	自動車取得税交付金		

町外線17号 郵便番号

平成22年3月29日 日曜日 (3)



起債の目的	限度額 千円	起債の方法 普通貸借又は 債券発行	利率 %	償還の方法
河川事業	2,006,000	9.0%以内	政府資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上で定める。合意により年変更、繰上償還又は借換することができる。	
海岸事業	2,696,000			
農業農村整備事業	761,000			
災害関連事業	1,933,000			
治水事業	2,209,000			
都市計画事業	2,357,000			
治山事業	739,000			
林道事業	734,000			
漁港事業	88,000			
道路事業	2,537,000			
公営住宅建設事業	8,792,000			
過年発生補助災害復旧事業	418,000			
過年発生補助災害復旧事業	48,000			
過年発生国直轄災害復旧事業	22,000			
現在発生補助災害復旧事業	1,280,000			
現在発生国直轄災害復旧事業	133,000			
不法投棄産業廃棄物対策事業	3,151,000			
石綿健康被害救済対策事業	11,000			
自然災害防止事業	1,829,000			
ふるさと農道緊急整備事業	151,000			
ふるさと林道緊急整備事業	63,000			
県道等整備事業	5,196,000			
電線共同溝整備事業	59,000			
公園事業	171,000			
東北新幹線鉄道整備				
利子補償限度額	0.625%から1.25%			
損失補償限度額	480,000の45%			
損失補償率	110,000			
損失補償限度額	220,000の50%			
損失補償率	200,000			
損失補償限度額	200,000の100%			
損失補償率	300,000の45%			
損失補償限度額	135,000			
損失補償率	200,000の50%			
損失補償限度額	100,000			
損失補償率	200,000の50%			
損失補償限度額	500,000			
損失補償率	300,000			
損失補償限度額	30,000			
損失補償率	2,000,000			
損失補償限度額	11,317,224に約定利子と遅延利息を加えた額			
損失補償率	106,080			
損失補償限度額	400,000			
損失補償率	281,000			
損失補償限度額	6,216			
損失補償率	266,853			

第4表 地方債

21あおり産業総合支援センターに対する(平成22年度)設備貸与資金の損失補償	平成24年度から平成30年度まで	利子補償限度額 損失補償率	0.625%から1.25% 480,000の45%
21あおり産業総合支援センターに対する(平成22年度)設備リース資金の損失補償	平成24年度から平成30年度まで	損失補償限度額 損失補償率	110,000 220,000の50%
21あおり産業総合支援センターに対する(平成22年度)設備資金の損失補償	平成24年度から平成30年度まで	損失補償限度額 損失補償率	200,000 200,000の100%
21あおり産業総合支援センターに対する(平成22年度)機械類貸与資金の損失補償	平成24年度から平成30年度まで	損失補償限度額 損失補償率	135,000 300,000の45%
21あおり産業総合支援センターに対する(平成22年度)機械類リース資金の損失補償	平成24年度から平成30年度まで	損失補償限度額 損失補償率	100,000 200,000の50%
むつ小川原工業基地企業立地促進費補助	平成22年度から平成23年度まで		500,000
平成22年度ニノケナインク関連産業立地促進費補助	平成22年度から平成25年度まで		300,000
平成22年度青森中核工業団地工場等立地促進費補助	平成22年度から平成27年度まで		30,000
平成22年度青森産業立地促進費補助	平成22年度から平成31年度まで		2,000,000
平成22年度青森道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	平成22年度から平成30年度まで		11,317,224に約定利子と遅延利息を加えた額
平成22年度岩崎西目屋弘前線道路改良事業(砂子瀬橋)工事代金	平成23年度から平成25年度まで		106,080
平成22年度白銀市川環状線(桔梗野)拠点施設関連連盤施設整備事業工事代金	平成23年度		400,000
平成22年度青森空港化学消防車購入費	平成23年度		281,000
平成22年度定時制通信制修学奨励金貸付	平成23年度から平成25年度まで		6,216
青森県武道館管理委託代金	平成23年度から平成25年度まで		266,853

事業	1,916,000		
北海道新幹線鉄道整備事業	9,688,000		
交通安全施設整備事業	11,000		
高等学校整備事業	405,000		
特別支援学校整備事業	51,000		
公有林整備事業	23,000		
臨時財政対策債	59,927,000		
地方再生対策費・臨時財政対策債	3,073,000		
退職手当債	4,000,000		
地方道路整備臨時貸付金債	199,000		
計	116,677,000	/	/
	平成22年度青森県公債費特別会計予算		

平成22年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,831,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款		千円
1 繰入金	金	118,258,341
1 一般会計繰入金		118,042,341
2 基金繰入金		216,000

2 県債

1 県入合計 56,572,844  
歳入合計 174,831,185

歳出

款	項	金額
		千円
1 公債費	費	174,831,185
1 公債費	費	174,831,185
歳出合計		174,831,185

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	56,572,844千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	56,572,844	/	/	/

平成22年度青森県肢体不自由施設特別会計予算

平成22年度青森県肢体不自由施設特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,072,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	金 額 千円	金 額 千円
1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料	1,337,191	1,337,191
2 財産収入	1 財産運用収入	680	680
3 歳入	1 一般会計繰入金	725,284	725,284
4 繰越金	繰越金	3	3
5 諸収入	1 繰越収入	9,682	9,682
1 県預金利息	2 受託事業収入	160	3,127
2 雑収入	3 雑収入	6,395	6,395
3 歳入合計	歳入合計	2,072,840	2,072,840
1 肢体不自由児施設費	1 肢体不自由児施設費	2,072,680	2,072,680
1 あすなる医療療育センター費	1 あすなる医療療育センター費	807,589	807,589
2 さわらび医療療育センター費	2 さわらび医療療育センター費	492,419	492,419
3 はまなす医療療育センター費	3 はまなす医療療育センター費	772,672	772,672
2 公債費	2 公債費	160	160
1 公債費	1 公債費	160	160
歳出合計	歳出合計	2,072,840	2,072,840

平成22年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成22年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,553,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	金 額 千円	金 額 千円
1 分担金及び負担金	1 分担金及び負担金	203,565	203,565
1 負担金	1 使用料及び手数料	203,565	357,212
2 使用料及び手数料	1 使用料	357,212	357,212
3 財産収入	3 財産収入	8,521	8,521
1 財産売却収入	1 財産売却収入	8,521	8,521
繰入金	繰入金	1,932,219	1,932,219
1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	1,932,219	1,932,219
繰越金	繰越金	2	2
1 繰越金	1 繰越金	2	2
諸収入	6 諸収入	2,008	2,008
1 県預金利息	1 県預金利息	1	1
2 雑収入	2 雑収入	2,007	2,007
1 県債	7 1 県債	50,000	50,000
1 県債	1 県債	50,000	50,000
歳入合計	歳入合計	2,553,527	2,553,527

歳出	項目	金額 千円
1	港湾整備事業費	265,979
1	青森港整備事業費	106,004
2	八戸港整備事業費	157,583
3	七里長浜港整備事業費	847
4	大湊港整備事業費	1,545
2	公債費	2,287,548
1	公債費	2,287,548
歳出	合計	2,553,527

第2表 地方債	起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	金額 千円
港湾整備事業	50,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合によりただし、県財政の償還又は償還することができる。	50,000	
計	50,000	/	/	/	/	

平成22年度青森県証紙特別会計予算

平成22年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,561,594千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額 千円
1	証紙管理収入	2,419,824
1	証紙取扱収入	2,419,824

2	繰入金	金額 千円
1	一般会計繰入金	91,768
3	繰越金	50,001
1	繰越金	50,001
4	諸収入	1
1	県預金利息	1
歳入	合計	2,561,594

歳出	項目	金額 千円
1	証紙管理取扱費	2,561,594
1	証紙取扱費	2,561,594
歳出	合計	2,561,594

平成22年度青森県管理特別会計予算

平成22年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,388,016千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借

入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額 千円
1	繰越金	3
1	繰越金	3
2	諸収入	1,388,013
1	管理費収入	1,387,963

2 県預金利息  
歳入合計

50  
1,388,016

歳出

款 項

金額  
千円

1 管理費

1,387,966

1 公債費

1,387,966

2 公債費

50

1 公債費

50

歳出合計

1,388,016

平成22年度青森県下水道事業特別会計予算

平成22年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,516,869千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款

項

金額  
千円

1 分担金及び負担金

1,994,583

1 負担金

1,994,583

2 使用料及び手数料

37,662

1 使用料

37,662

3 国庫支出金

492,132

1 国庫補助金

492,132

4 繰入金

645,579

1 一般会計繰入金

645,579

5 繰越金

645,579

1 繰越金

1

6 諸収入

121,912

1 県預金利息

1

2 受託事業収入

121,911

7 県債

225,000

1 県債

225,000

歳入合計

3,516,869

歳 出

款 項

金額  
千円

1 下水道事業費

2,598,923

1 流域下水道事業費

984,000

2 特定環境保全公共下水道事業費

72,379

3 下水道管理費

1,542,544

2 公債費

917,946

1 公債費

917,946

歳出合計

3,516,869

第2表 地方債

起債の目的

限度額  
千円

下水道事業

225,000

起債の方法  
普通貸借又は債券発行

利率  
9.0%以内

償還の方法  
政府資金の場合は、融通条件による。その場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には17年変更、県債償還又は償還交換することができる。

計 225,000 / /

平成22年度青森県駐車場事業特別会計予算

( 10 )

平成22年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金	額
款	千円	
1 使用料及び手数料	188,973	
1 使用料	188,973	
2 繰入金	156,318	
1 一般会計繰入金	156,318	
3 繰越金	1	
1 繰越金	1	
4 諸収入	3,521	
1 県預金	1	
2 雑収入	3,520	
歳入合計	348,813	
歳出	金	額
款	千円	
1 駐車場事業費	117,428	
1 県営駐車場運営費	70,067	
2 地下駐車場運営費	47,361	
2 公債費	171,517	
1 公債費	171,517	

平成22年3月29日 月曜日

第17条 外部

3 繰出金

1 一般会計繰出金  
歳出合計

59,868  
59,868  
348,813

平成22年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成22年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,814,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、302,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金	額
款	千円	
1 使用料及び手数料	1,025,328	
1 使用料	1,025,328	
2 繰入金	6,305,504	
1 一般会計繰入金	1,235,339	
2 基金繰入金	5,070,165	
3 繰越金	1	
1 繰越金	1	
4 諸収入	608,168	
1 県預金	1	
2 受託事業収入	209,988	

3	雑入				398,179
5	県債				9,875,000
1	歳入合計				9,875,000
	歳入合計				17,814,001

款 項					
1	鉄道施設事業費				金額 千円
1	鉄道施設整備費				17,685,882
2	鉄道施設管理費				2,405,967
2	公債費				128,119
1	公債費				128,119
1	歳出合計				17,814,001

第2表 地方債					
起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	
鉄道施設事業	9,875,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通案件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には1年限変更、繰上償還換することができる。	
計	9,875,000	/	/	/	

平成22年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度青森県母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ389,201千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入					
款 項					
1	繰入金				金額 千円
1	一般会計繰入金				50,945
2	繰越金				50,945
1	繰越金				22,597
3	諸収入				22,597
1	県預金収入				230,961
2	貸付金元利収入				11
3	雑収入				230,946
4	県債				4
1	県債				84,698
1	歳入合計				84,698
歳出					389,201
款 項					
1	母子寡婦福祉資金貸付費				金額 千円
1	母子寡婦福祉資金貸付費				389,201
歳出合計					389,201

第2表 債務負担行為

事項	項	期間	限度	金額 千円
平成22年度母子福祉資金貸付		平成23年度から平成26年度まで		177,000

平成22年度寡婦福祉資金貸付金 平成23年度から平成25年度まで 10,875

第3表 地方債  
起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法  
母子寡婦福祉資金貸付金 84,698千円 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の融資条件による。 0% 母子及び寡婦福祉法の融資条件による。

計 84,698 / /

平成22年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成22年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,490,009千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	目	千円
1	繰入金	9,831
	1 一般会計繰入金	9,831
2	繰越金	360,912
	1 繰越金	360,912
3	諸収入	1,749,346
	1 貸付金収入	1,660,590

歳出	項	金額
款	目	千円
2	県預金利息	600
3	雑入	2
4	貸付金利息	88,154
	県債	369,920
	1 県債	369,920
	歳入合計	2,490,009

歳出	項	金額
款	目	千円
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,044,178
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,044,178
2	事務費	10,433
	1 諸費	10,433
3	公債費	1,430,425
	1 公債費	1,430,425
4	繰出金	4,973
	1 一般会計繰出金	4,973
	歳出合計	2,490,009

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
中小企業高度化資金貸付金	369,920	普通貸借	1.35	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
計	369,920	/	/	/

平成22年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成22年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,573千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金
款	目	額
1 貸付勘定収入	1 繰越	147,508
	2 繰越	90,044
	3 繰越	57,464
2 業務勘定収入	1 繰越	6,065
	2 繰越	6,060
	3 繰越	1
歳入合計		153,573
歳出	1 貸付勘定	147,508
	2 国庫返還	20,000
	3 繰越	10,000
歳出合計	1 繰越	6,065
	2 繰越	6,065
	3 繰越	153,573

平成22年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成22年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,815千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金
款	目	額
1 貸付勘定収入	1 繰越	50,000
	2 繰越	30,202
	3 繰越	19,798
2 業務勘定収入	1 繰越	1,815
	2 繰越	1,812
	3 繰越	3
歳入合計		51,815
歳出	1 貸付勘定	50,000
	2 業務勘定	50,000
	3 繰越	1,815
歳出合計	1 繰越	1,815
	2 繰越	1,815
	3 繰越	51,815

平成22年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成22年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,355千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

歳入	項	金
款	目	額
1 貸付勘定収入	1 繰越	130,000
	2 繰越	32,951
	3 繰越	97,049
2 業務勘定収入	1 繰越	2,355
	2 繰越	2,355
	3 繰越	2,355

1	繰 入 金	2,351
2	繰 越 収 入	1
3	諸 入 合 計	3
	歳 出	132,355

款 項		金 額
		千円
1	貸 付 勘 定	130,000
1	沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	130,000
2	業 務 勘 定	2,355
1	取 扱 事 務 費	2,355
	歳 出 合 計	132,355

平成22年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	705床
(2)	年 間 患 者 数	529,739人
イ	入 院 患 者 数	227,447人
ロ	外 来 患 者 数	302,292人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	623人
イ	入 院 患 者 数	1,244人
ロ	外 来 患 者 数	
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	1,704,961千円
ロ	資 産 購 入	1,008,267千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病 床 数	230床
(2)	年 間 患 者 数	100,187人

イ	入 院 患 者 数	78,110人
ロ	外 来 患 者 数	22,077人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	
イ	入 院 患 者 数	214人
ロ	外 来 患 者 数	91人
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	97,850千円
ロ	資 産 購 入	17,158千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収益的収入及び支出)		
収 入		
第1款	中央病院事業収益	17,588,672千円
第1項	医 業 収 益	15,775,261千円
第2項	医 業 外 収 益	1,813,411千円
第2款	つくしが丘病院事業収益	1,974,266千円
第1項	医 業 収 益	1,435,239千円
第2項	医 業 外 収 益	539,027千円

支 出

第1款	中央病院事業費用	18,269,867千円
第1項	医 業 費 用	17,872,437千円
第2項	医 業 外 費 用	394,430千円
第3項	予 備 費	3,000千円
第2款	つくしが丘病院事業費用	2,012,069千円
第1項	医 業 費 用	1,988,050千円
第2項	医 業 外 費 用	23,019千円
第3項	予 備 費	1,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院資本的収入

第1項 負担金	4,052,835千円
第2項 企業債	1,861,835千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	2,191,000千円
第1項 負担金	144,517千円
第2項 補助金	41,892千円
支出	102,625千円

第1款 中央病院資本的支出

第1項 建設改良費	4,052,835千円
第2項 償還金	2,713,228千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	1,339,607千円
第1項 建設改良費	144,517千円
第2項 償還金	115,008千円
(企業債)	29,509千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	2,191,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合意に於ては、県財政の都合により年限度額、繰上償還又は償換することができる。

計 2,191,000 / / /

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,778,330千円

(2) 交際費 314千円

(他会計からの補助金)

第8条 他会計からの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 2,030千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,961,569千円と定める。

平成22年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 八戸工業用水道事業	
(1) 事業量	
イ 年間総給水量	121,463,173立方メートル
ロ 給水事業所数	10事業所
ハ 一日平均給水量	333,080立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量	
イ 年間総給水量	813,950立方メートル
ロ 給水事業所数	2事業所
ハ 一日平均給水量	2,230立方メートル

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益	946,328千円
第1項 営業収益	941,218千円
第2項 営業外収益	5,110千円
第2款 六ヶ所工業用水道事業収益	38,473千円
第1項 営業収益	38,459千円

第2項 営業外収益	14千円	
支 出		
第1款 八戸工業用水道事業費用	764,328千円	
第1項 営業費用	670,814千円	
第2項 営業外費用	83,514千円	
第3項 予備費	10,000千円	
第2款 六ヶ所工業用水道事業費用	58,802千円	
第1項 営業費用	42,695千円	
第2項 営業外費用	11,107千円	
第3項 予備費	5,000千円	
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,463千円は建設改良積立金19,615千円、損益勘定留保資金179,679千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,169千円で補てんするものとする。)		
収 入		
第1款 六ヶ所工業用水道事業資本的収入	10,000千円	
第1項 他会計からの長期借入金	10,000千円	
支 出		
第1款 八戸工業用水道事業資本的支出	184,612千円	
第1項 建設改良費	20,595千円	
第2項 企業債償還金	164,017千円	
第2款 六ヶ所工業用水道事業資本的支出	25,851千円	
第1項 建設改良費	3,981千円	
第2項 企業債償還金	21,870千円	

( 継 続 費 )

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年割額 千円
1	八戸工業用水道事業資本的支出			
1	建設改良費 取水ポンプ電動弁取替事業	12,634	平成22年度	11,012
			平成23年度	1,622

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職 員 給 与 費

197,802千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,540千円と定める。